

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想 先行国際共同研究事業

人材育成（フェローシップ）プログラム 【インバウンド受入機関公募】

Global Startup Campus Initiative Pilot Programs

Program on Oversea Researcher Networking for Innovation Ecosystem
(GP-ONE)

令和7年度 公募要領

公募期間

令和7年7月15日（火）～8月22日（金）14：00

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

国立研究開発法人科学技術振興機構

（グローバル・スタートアップ・キャンパス先行研究推進部）

令和7年7月

第 1 章 プログラムの概要

1.1 グローバル・スタートアップ・キャンパス構想における先行的活動について

グローバル・スタートアップ・キャンパス（以下「GSC」といいます。）構想では、国内外の優秀な研究者やスタートアップ、ベンチャーキャピタル（VC）、アクセラレーター、企業との連携により、我が国全体のイノベーション・エコシステムの変革を促進し、世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築することをミッションとしています。

また、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、海外機関との連携による、①研究者・投資家等の集積に向けた国際研究、②事業化支援、③人材育成（フェローシップ）、を先行的活動として一体的に実施し、これらの取組を通じて、本構想の実現に向けた取組の具体化・高度化につなげるとともに、ステークホルダーとのパートナーシップを構築することとします。

先行的活動の実施に当たっては、ディープテック分野の研究及び事業化支援に実績を有する国内外の外部機関も活用しながら、柔軟かつ継続的な改善に取り組むこととしており、その際、イノベータータイプな若者の画期的アイデアを集め、伸ばすような仕掛けの組み入れも促進することとしています。

内閣府及び JST は、「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行的活動に関する実施方針（令和 7 年 6 月 10 日）」及び「同実施細則（令和 7 年 6 月 10 日）」に基づき、事業を推進します。なお、本事業は、競争的研究費制度に該当します。

1.2 グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業 人材育成（フェローシップ）プログラム【インバウンド受入機関公募】の趣旨、目標

上述の先行的活動のうち、③人材育成（フェローシップ）では、起業家精神の高い若手研究者等の育成や、我が国のイノベーション・エコシステムに参画する意欲の高い研究者の呼び込み等を通じて、イノベーション・エコシステムの形成のための人材育成を実施することを目的としています。

人材育成（フェローシップ）プログラム【インバウンド受入機関公募】（以下「本プログラム」といいます。）では、国内機関（国内の大学、研究機関、企業等をいう。以下同じ。）において、海外機関（海外の大学、研究機関、企業等をいう。以下同じ。）に所属する研究者（国外研究者）の受入環境の整備、スタートアップ創出に向けた環境整備及び、国外研究者の招へいを一体的に支援します。本公募では下記を行う国内機関を公募します。

- ・ 国外研究者の受入環境の整備（英語による研究・生活環境の提供等）
- ・ スタートアップ創出に向けた環境整備（起業家育成、事業化支援、国内外のネットワーク強化等）
- ・ 研究者のポストの確保（研究者のキャリア段階等に応じた対応）、国外研究者の受入
- ・ 受け入れた国外研究者による先端的な研究開発

なお、支援期間中又は終了後においても、運営支援法人を介したさらなる国外研究者の受入やその他の GSC 構想先行的活動に参画することを期待しています。

第 2 章 公募・選考

2.1 公募の対象

本プログラムにおける研究対象分野、応募機関は以下のとおりです。

○研究対象分野

AI・ロボティクス、バイオテクノロジー、クライメットテック等のディープテック分野

○応募機関

- ア 大学、大学共同利用機関、高等専門学校
- イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの¹
- エ 一定の要件²を満たす企業（スタートアップを含む）

応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した機関単位の応募となります。国外研究者の受入を希望する組織が研究所又は研究室単位であっても、所属機関でとりまとめの上、提案が可能です。

¹ 法人税法上で公益法人等として扱われる法人や公共法人など。

² 日本で登記され、設立から 15 年以内の研究開発を行う、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 2 条第 14 項に定めのある中小企業者であり、みなし大企業でないもの。

2.2 公募から支援開始までの流れ

本公募では、以下の流れで支援を行います。

- (1) 受入機関を採択
- (2) 受入機関と JST 間で、環境整備等（国外研究者の受入環境の整備、スタートアップ創出に向けた環境整備等）を目的とした委託研究契約を締結。
- (3) 受入機関による環境整備、国外研究者の受入に向けた調整等を実施。
- (4) 国外研究者の受入が決まった段階で、受入機関と JST との間で委託研究契約の変更契約を締結の上、当該研究者の招へいに関する費用を追加支援。
- (5) なお、運営支援法人が選定した国外研究者について、受入機関が追加で受け入れた場合、当該研究者の招へいに関する費用を別途支援。

2.3 採択件数・支援期間

プログラム全体の採択機関数は 5 機関程度を予定しています。また、本プログラムは、内閣府に設置するステアリング・コミッティによりプロジェクトの進捗等を年度ごとに評価し、その結果に応じて最長令和 11 年 3 月末まで支援を行います。

2.4 支援額（上限）・支援内容

国外研究者の受入環境の整備やスタートアップ創出に向けた環境の整備、国外研究者の招へいといったプログラム全体に係る費用として、1 機関あたり年間 1 億円（間接経費を含む上限）を支援します。ただし、採択直後は、国外研究者の受入環境の整備やスタートアップ創出に向けた環境の整備に係る経費として、受入機関が提出した受入構想に基づき決定された金額のみとなることにご留意ください。国外研究者の受入に係る支援については、上記の環境整備の経費を除いた金額の範囲内で都度必要な経費を支援します。なお、国外研究者の 1 人当たりの受入支援の金額は、PI 相当 3,000 万円、ポスドク 1,500 万円を目安とし、2～3 名程度受け入れることを想定していますが、給与額や受入人数は受入機関にて自由に設定可能です。

JST は、委託研究契約に基づいて直接経費³及び間接経費⁴（原則、直接経費の 30%）を受入機関に支払います。支援額のうち、直接経費から支出可能な内容は以下のとおりです。

³ プロジェクトの目的に合致しないもの、間接経費による支出が適当と考えられるもの、委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するものについては直接経費から支出ができません。詳細は「公募要領別紙 3.3.1 直接経費」を参照してください。

⁴ 間接経費については「公募要領別紙 3.3.3 間接経費」を参照してください。

- ① 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費⁵
- ② 旅 費：支援対象となる国外研究者・研究参加者に係る旅費⁶
- ③ 人件費・謝金：支援対象となる国外研究者・研究参加者の人件費や手当⁷
- ④ その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費、特許関連経費⁸

2.5 応募要件

応募に当たっては、留意事項として以下の点を予めご承知おきください。また、「公募要領別紙 第4章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容もご理解の上、応募してください。

- ① 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ② 応募要件は、採択された場合、当該プロジェクトの全支援期間中、維持される必要があります。支援期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該プロジェクトの全体ないし一部を中止（早期終了）します。
- ③ 提案書については、英語を正、日本語を副とし、英語版、日本語版の2つを必須とします。

2.5.1 応募機関の要件

本プログラムへの提案にあたり、応募機関の要件は以下のとおりです。

- ① 国外研究者の受け入れに当たり、世界最高水準の研究開発を実施し、我が国のイノベーション・エコシステムの発展に高い意欲を有する機関として、英語での研究・生活環境を提供可能であること。
- ② 人事・給与や業務分担の改革などのガバナンス改革を含め、国外研究者・研究チームがスタートアップ創出に向け活躍できる環境を提供可能であること。
- ③ 国外研究者のキャリア段階、研究分野に応じたポストを提供可能であること。
- ④ 受け入れた国外研究者について、本プログラムによる支援期間の終了後、受入機関のポストの確保の見通しがあること。
- ⑤ 運営支援法人が別途選定する国外研究者の受入に関する打診があった場合、追加の支援があ

⁵ 国では、研究設備・機器共用を促進しています。詳細は「公募要領別紙 4.11 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

⁶ 支援対象となる国外研究者及び帯同者の移転に係る経費を含みます。

⁷ 支援対象となる国外研究者の住宅手当、扶養手当、子女養育費を含みます。

⁸ 特許関連経費については、「公募要領別紙 3.3.2 特許関連経費の直接経費からの支出について」を参照してください。

ることを前提に、受け入れの検討を行うこと。

- ⑥ 本プログラムに関する運営、事務処理の対応に責任を持ち、支援期間を通じ、プロジェクト全体の責務を負うこと⁹。

2.5.2 国外研究者の要件

対象となる国外研究者の要件は以下のとおりです。受け入れる国外研究者に対しては、デュー・デリジェンス等を実施し、適切なリスクマネジメントを行うことを求めます。

- ① 起業家精神を有し、研究の事業化への高い意欲を有すること。
- ② 優れた研究実績を有すること。
- ③ 我が国のイノベーション・エコシステムの発展に貢献する意欲を有すること。

2.5.3 実施体制の要件

（１）プロジェクト統括

- ① 応募時に、応募機関所属であること。
- ② 応募機関において調整能力を有していること。
- ③ 提案内容（受入構想）を熟知し、プロジェクトを担当する実務責任者として参画すること。
- ④ 所属する応募機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※詳しくは、「公募要領別紙 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

（２）運営チーム

- ① プロジェクト統括のもと、受入構想の実現への熱意を持って、プロジェクトの運営管理ができること。
- ② プロジェクトを推進する必要十分な人数、エフォートが確保出来ること。

（３）実施体制

- ① 応募機関は、受入構想を実現するため、プロジェクト統括及び運営チームを核とした最適な実施体制を構築し、速やかにプロジェクトの推進が出来ること。

⁹ 詳しくは、「公募要領別紙 3.5 受入機関の責務等」を参照してください。

- ② プロジェクト統括及び運営チームの活動を支える組織を明確にすること。
- ③ 応募機関において、国外研究者の受入環境の整備を担当する主たる組織を明確にすること。
- ④ 応募機関において、スタートアップ創出に資する支援を担当する主たる組織を明確にすること。

2.5.4 応募の制限

応募に際しては、以下のとおり重複応募の制限を設けます。本項において記載のない JST 内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「公募要領別紙 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- ① 同一の応募機関からは、複数件の応募はできません。
ただし、複数の大学を設置する法人の場合などは、大学単位での応募は可能です。
- ② プログラム統括として、複数件の応募はできません。
ただし、複数の大学を設置する法人の場合で、大学を跨いで同一の者が担当することは可能です。

2.6 審査体制

2.6.1 審査・選考の流れ

ステアリング・コミッティにより、英語で提案書類の審査を行います。また、審査において必要に応じて質問や追加資料を求める場合があります。

ステアリング・コミッティの構成員は、内閣府のウェブサイトにてお知らせします。

採択が決定した際には、その旨を応募機関担当者に電子メールで通知するとともに、プロジェクト開始の手続きについてご案内します。電子メールによる通知・連絡は、e-Rad に登録された電子メールアドレス宛に送信しますので、受信可能な状態に設定してください。

書類選考での不採択については、e-Rad を通じて通知します。

各種結果に関する書面の発行は原則として行いません。

2.6.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、内閣府のステアリング・コミッティのメンバーのうち、以下に示す利害関係者は選考に加わらないこととします。

- ① プロジェクト統括と親族関係にある者。
- ② プロジェクト統括と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又はプロジェクト統括が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者
- ③ プロジェクト統括と同一の企業に所属している者又はプロジェクト統括が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- ④ プロジェクト統括と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究、あるいはプロジェクト統括の研究課題の中での共同研究者等をいい、プロジェクト統括と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- ⑤ プロジェクト統括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ⑥ プロジェクト統括の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- ⑦ その他内閣府及び JST が利害関係者と判断した者。

2.7 選考の観点

上述の「応募要件」に記載の要件に照らし、その実現可能性及び実施体制の有無を評価項目として選考を行います。

- (1) 海外の研究者の受け入れに当たり、英語での研究・生活環境を提供可能であること。
 - ・ 受入機関における英語での研究・生活環境の概要
 - ・ 英語対応可能な事務体制の有無
 - ・ 受入機関における会議での使用言語、国外研究者が支障なく参加できるような対応の有無
 - ・ 受入機関における各種手続き書類の英語対応の有無
 - ・ 受け入れを希望する国外研究者に提供可能な生活環境の支援の概要（住居、家族への支援を含む）
- (2) 受入研究者がスタートアップ創出に向け活躍できる環境を提供可能であること。
 - ・ スタートアップ創出に向けた受入機関における支援の概要
 - ・ 当該支援の英語対応の可否
 - ・ その他、スタートアップ創出に向けた外部機関との連携プログラムの有無

- ・ スタートアップ向けの機関内ルールの整備・活用の状況¹⁰

(3) 受入研究者のキャリア段階、研究分野に応じたポストを提供可能であり、本プログラムによる支援期間の終了後においても、受入機関のポストの確保の見通しがあること。

- ・ 受け入れを希望する国外研究者に対して提示するポストの概要（研究分野、想定される業務、人物要件、年俸、雇用期間、テニユアトラックの有無、研究費等を含む）
- ・ 国立大学及び国立研究開発法人からの提案の場合には、研究者の受け入れ体制整備の観点から、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成 31 年 2 月 25 日）」、「同（追補版）（令和 3 年 12 月 21 日）」、「「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」の策定について（令和 6 年 3 月 29 日）」への対応状況

(4) 本プログラムに関する運営、事務処理の対応に責任を持ち、支援期間を通じ、プロジェクト全体の責務を負い、強力に推進できること。

- ・ プロジェクトの実施体制の概要
- ・ プロジェクトの進捗を客観的に評価できる目標設定

2.8 採択後の評価

プロジェクトの実施状況について、上記の「選考の観点」から受入機関をステアリング・コミッティにて評価します。

2.9 応募方法

提案書の様式等、応募に必要な資料は、本事業ウェブサイトからダウンロードしてください。

応募は、府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

e-Rad の操作方法は「公募要領別紙 第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

締切間際は e-Rad サーバーが混雑するため、提案書の作成状況によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分にもって、応募を完了してください。なお、締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない場合、及び提案書に不備があった場合は審査の対象とはいたしません。

¹⁰ 例えば、「大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム」において要件とされている「起業に向けた大学等のルール・規定等の整備」の説明を参照。

応募に当たっては、「公募要領別紙」も必ずご参照ください。

2.10 公募期間・選考スケジュール

公募期間・選考スケジュールは以下のとおりです。なお、書類選考以降は全て予定であり、今後変更となる場合があります。変更があった場合は、本プログラムのウェブサイトにてお知らせいたします。

e-Rad を通じた応募の受付は、7月15日（火）から開始予定です。受付開始は公募サイトにてお知らせします。

募集開始	令和7年7月15日（火）
募集終了 （e-Rad による受付期限）	令和7年8月22日（金） 14：00 厳守
書類選考	令和7年8月～9月
結果通知・公表	令和7年9月
プロジェクト開始	令和7年9月下旬以降

2.11 本事業での主な用語

① 受入構想

本公募における提案書。採択後は、実行計画書を受入構想とする。

② プロジェクト

本プログラムに採択された応募機関による受入構想の実現に向けた活動の総称。

③ 受入機関

採択された応募機関。

④ プロジェクト統括

受入機関においてプロジェクトを担当する実務責任者であり、委託研究契約書の研究代表者欄に記載される者。

⑤ 運営チーム

プロジェクトの運営管理担当で、運営支援法人や JST との窓口担当。プロジェクト統括とともに受入構想の実現に向けた活動及び受入研究者の滞在支援を担当する。

⑥ 受入研究者

受入機関が国外の研究機関から招へいする国外研究者。

⑦ 研究参加者

プロジェクトに参画する者の総称。プロジェクト統括、運営チーム、受入研究者を含み、受入研究者の研究に参画するポスドク、技術者、研究補助者、学生等。

⑧ 運営支援法人

内閣府が指定する、GSC 構想の先行的活動における運営支援法人¹¹のうち、ここでは人材育成（フェローシップ）プログラムに関する運営を支援する法人。

⑨ ステアリング・コミッティ

内閣府に設置する外部有識者から構成される組織。ステアリング・コミッティは、先行的活動の取組に関する評価等を行い、内閣府に対して助言を行う。ステアリング・コミッティの意見を聞きつつ、内閣府が先行的活動のプログラム全体を運営する。

⑩ ディープテック

特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術。

¹¹ 別途、内閣府で公募を行っており、8～9月中に選定される予定。

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想

先行国際共同研究事業

人材育成（フェローシップ）プログラム

【インバウンド受入機関公募】

**Global Startup Campus Initiative Pilot Programs,
Program on Oversea Researcher Networking for Innovation Ecosystem
(GP-ONE)**

令和 7 年度公募

【ウェブサイト】

<https://www.jst.go.jp/gsuc/koubo/index.html>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

グローバル・スタートアップ・キャンパス先行研究推進部

公募担当

e-mail : gsuc@jst.go.jp